

令和 7 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第102号議案 長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 使用料の再算定	4 ～ 5
4 新旧対照表	6 ～ 7
【参考】使用料・手数料の算定方針	8 ～ 10

教 育 委 員 会
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

長崎市立の小学校・中学校・長崎商業高等学校の施設は、行政財産の目的外使用許可によってスポーツ、レクリエーション、集会その他の目的で使用できるようにしており（いわゆる「学校開放」）、その使用料は『長崎市立学校施設使用料等条例』によって定められている。

この条例は、平成16年9月に施行されており、当時、1市6町の合併を見据えて新長崎市の料金体系を統一し明示した内容となっている。

その後、料金改正はなされていないが、その間も学校施設の維持管理経費は増加していることから、受益者負担の適正化を図るため、全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせて、学校開放に係る目的外の使用料についても、見直しを行うもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市立学校施設使用料等条例	長崎市立学校施設

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(1) 使用料(1時間あたり)の改定(別表(第2条関係))

区 分	現 行			改正案
	施設使用料	照明設備使用料	合計※	
体育館(卓球・1台)	62円	41円	103円	200円
体育館(バドミントン・1面)	78円	52円	130円	260円
体育館(バレーボール・1面)	314円	209円	523円	730円
体育館(バスケットボール・1面)	314円	209円	523円	730円
体育館(スポーツ以外)	314円	209円	523円	730円
武道場又は柔剣道場	314円	209円	523円	730円
テニスコート(中学校・1コート)	52円	－	52円	100円
テニスコート(長崎商業高等学校・1コート)	188円	(628円)	188円	370円
運動場(小中学校)	209円	(1,361円)	209円	350円
運動場(長崎商業高等学校)	534円	－	534円	740円
長崎商業高等学校ソフトボール場	209円	(1,990円)	209円	350円
長崎商業高等学校野球場	534円	－	534円	740円

※ 体育館、武道場又は柔剣道場については、昼夜必要な照明設備使用料を含む。

※ テニスコート、運動場、ソフトボール場の照明設備使用料については、改正案の使用料に含めず、別途、規則等で定める附属設備使用料を使用に応じて負担いただく。

3 使用料の再算定

(1) 見直しの考え方

全庁的な使用料の改定方法を踏まえ、次のように整理するもの。

- (ア) 学校施設の維持管理費を、校舎等と切り離して運動場や体育館、テニスコートなどの区分に応じて算出することが困難であるため、区分ごとに、同種施設の統一料金（体育館、武道場又は柔剣道場、テニスコート）、または、以下のスポーツ施設の算定結果（運動場、ソフトボール場、野球場）を適用する。

区 分	参照スポーツ施設
運動場（小中学校）	長崎東公園運動場、立山市民運動場、東望山運動場、香焼総合公園運動場、元宮公園運動場、外海総合公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場など
運動場（長崎商業高等学校）	長崎市営陸上競技場（平和公園）
長崎商業高等学校ソフトボール場	長崎市営ソフトボール場（平和公園）、田中町ソフトボール場（田中町公園）
長崎商業高等学校野球場	長崎市総合運動公園かきどまり野球場

- (イ) 見直し前の使用料が、統一料金適用施設または参照したスポーツ施設よりも学校施設のほうが低額であること、また、学校施設の利用者の急激な負担増とならないように配慮を行う必要があることから、特例措置を設ける。

- (ウ) 特例措置については、全庁的な使用料の見直しにおいて設定されている激変緩和措置の考え方を準用することとし、これを上限として令和8年4月1日からの使用料とする。

3 使用料の再算定

(2) 算定結果

区 分	現 行 ①	同種施設の統一 料金または参照 スポーツ施設の 算定結果	特例措置 (激変緩和措置準用)		見直し (案) (10円未満 切捨) ③	増減 (③－①)
			対現行比 ②	使用料 (①×②)		
体育館 (卓球・1台)	103円	310円	200%	206円	200円	97円
体育館 (バドミントン・1面)	130円	380円	200%	260円	260円	130円
体育館 (バレーボール・1面)	523円	900円	140%	732円	730円	207円
体育館 (バスケットボール・1面)	523円	900円	140%	732円	730円	207円
体育館 (スポーツ以外)	523円	900円	140%	732円	730円	207円
武道場又は柔剣道場	523円	900円	140%	732円	730円	207円
テニスコート (中学校・1コート)	52円	410円	200%	104円	100円	48円
テニスコート (長崎商業高等学校・1コート)	188円	410円	200%	376円	370円	182円
運動場 (小中学校)	209円	350円	200%	418円	350円	141円
運動場 (長崎商業高等学校)	534円	900円	140%	748円	740円	206円
長崎商業高等学校ソフトボール場	209円	350円	200%	418円	350円	141円
長崎商業高等学校野球場	534円	2,340円	140%	748円	740円	206円

※ 体育館、武道場又は柔剣道場については、照明設備使用料を含む。

4 新旧対照表

改正後				改正前			
○長崎市立学校施設使用料等条例				○長崎市立学校施設使用料等条例			
平成16年9月30日				平成16年9月30日			
条例第34号				条例第34号			
(略)				(略)			
<u>附 則</u>							
<u>(施行期日)</u>							
<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>							
<u>(経過措置)</u>							
<u>2 改正後の長崎市立学校施設使用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものに係る使用料について適用し、同日前に申請されたものに係る使用料については、なお従前の例による。</u>							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(平25条例47・平31条例4・一部改正)				(平25条例47・平31条例4・一部改正)			
区分			使用料（1時間につき）	区分			使用料（1時間につき）
体育館	スポーツに使用する場 合	卓球（1台につき）	円 <u>200</u>	体育館	スポーツに使用する場 合	卓球（1台につき）	円 62
		バドミントン（1面につき）	<u>260</u>			バドミントン（1面につき）	78
		バレーボール（1面につき）	<u>730</u>			バレーボール（1面につき）	314
		バスケットボール （1面につき）	<u>730</u>			バスケットボール （1面につき）	314
	スポーツ以外に使用する場 合		<u>730</u>		スポーツ以外に使用する場 合		314

4 新旧対照表

改正後			改正前		
武道場又は柔剣道場		<u>730</u>	武道場又は柔剣道場		314
テニスコート (1コートにつき)	中学校	<u>100</u>	テニスコート (1コートにつき)	中学校	52
	長崎商業高等学校	<u>370</u>		長崎商業高等学校	188
運動場	小学校又は中学校	<u>350</u>	運動場	小学校又は中学校	209
	長崎商業高等学校	<u>740</u>		長崎商業高等学校	534
長崎商業高等学校ソフトボール場		<u>350</u>	長崎商業高等学校ソフトボール場		209
長崎商業高等学校野球場		<u>740</u>	長崎商業高等学校野球場		534
備考			備考		
1 体育館を卓球、パドミントン、バレーボール又はバスケットボール以外のスポーツに使用するときの使用料は、教育委員会規則で定める。			1 体育館を卓球、パドミントン、バレーボール又はバスケットボール以外のスポーツに使用するときの使用料は、教育委員会規則で定める。		
2 使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			2 使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		
3 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。			3 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。		

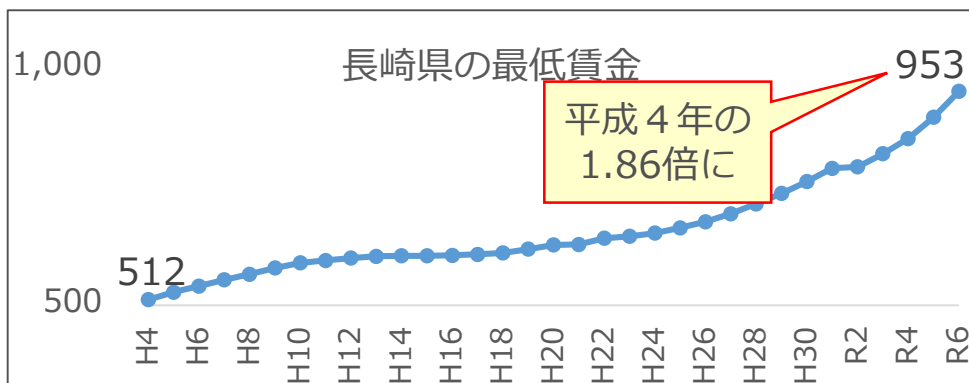
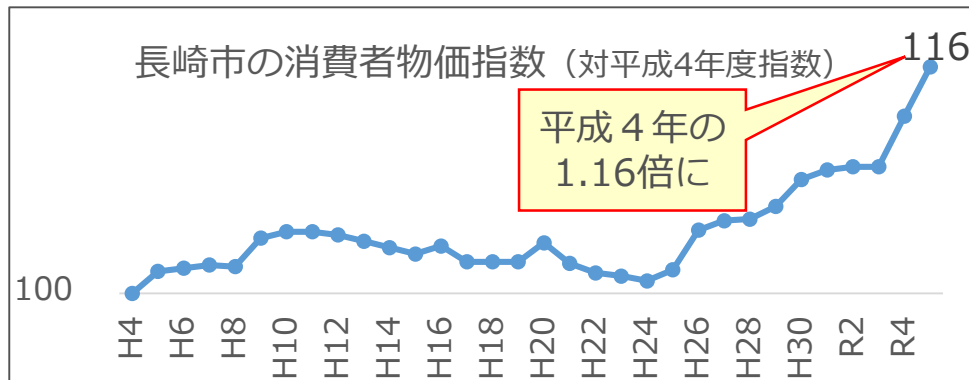
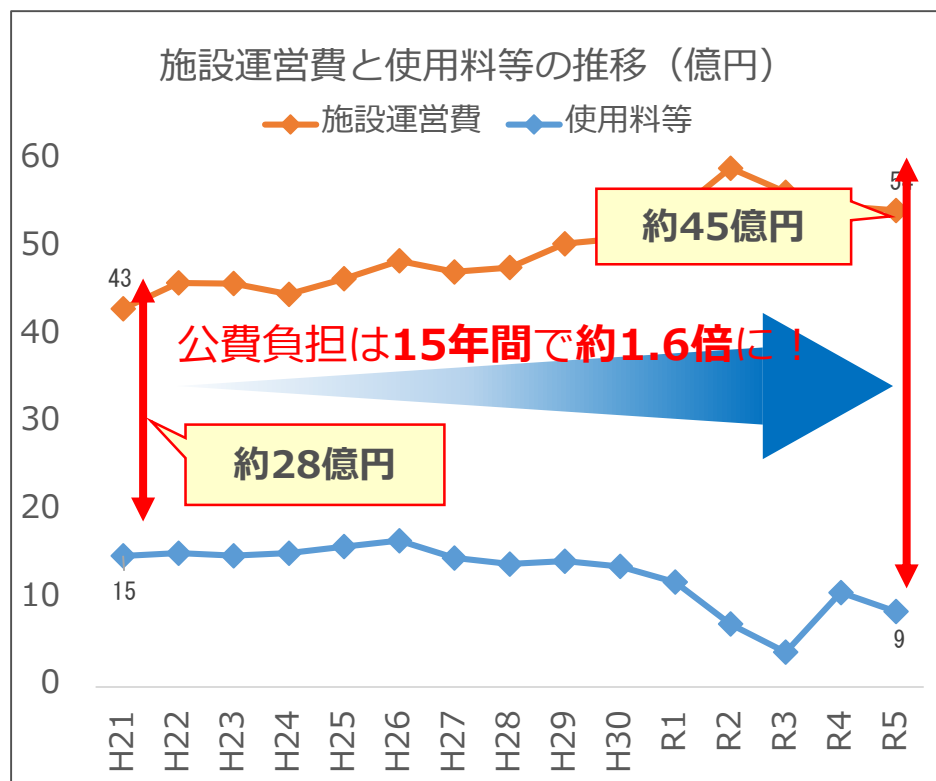
【参考】使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降**約30年間改定していない**。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考】使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考】使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

イ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。